

## 通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議 第 4 回 意見概要

- おおむね賛同できる。高等学校通信教育においても形成的評価や総括的評価などを適切に組み合わせることが重要であるため、通信教育実施計画（仮称）には評価の方法も含まれるようにしていただきたい。
- 面接指導の在り方の検討、その上での課題・対応方策がまとめられているところ、これらをきちんと担保していくという意味では、自己評価はもとより、第三者評価の活用も考えられるのではないか。
- 面接指導は少人数で行うことを基幹とするという点に関し、実態としては公立の通信制高校では 20 名前後で行われているのではないか。この少人数が数人ということになると現実的に厳しいと思う。
- 通信制課程において、高等学校段階で育むべき資質・能力を育むためには、集団の中での協働的な学びだとか、人と人との関わり合いだとか、そういったことがなければならぬものであり、面接指導の重要性が再確認されることは的を射ている。
- 学校教育・公教育を担う立場として、どうあるべきかを考えながら、日常的に自己点検を実施していくことが必要だと思う。
- 所轄庁によって設置の基準が異なっており、それが都道府県の区域を越えて適用されている実態はどう考えてもおかしいので、対応方策案に記載されている仕組みを是非やっていただきたい。また、都道府県同士で、互いの設置基準等も参照しながら、いいところを取り入れ合うような、所轄庁を対象とした研究協議会等の場も設けてほしい。
- 生徒数に応じた具体的な教諭等の人数をガイドラインに明記することは必要と思う。一方で、数字を示すことによって思考停止にならないような創意工夫がその後でも行われるようしなければならない。
- 面接指導等実施施設は明確な基準がないままどんどん出来上がってしまっており、これは 1 つの都道府県の設置基準が変われば解決する問題ではないので、国全体で一定のラインを引いていくということが必要。
- 多角的な評価をすることによって、知識を習得するだけでなく、能力を育んでいくような形での、ある程度の到達度を持った形で、生徒を伸ばしていくことも重要。
- 面接指導実施施設に関して、ビルの 1 室を借りて行うようなものはとても学校とは言えないと思う。一定の基準を設けて厳格に指導していくことができなければ、逆に子供たちに不利益が及ぶことになってしまうだろう。
- 通信教育実施計画のような形で体系的に教育の質を保証していくことはおおいに賛成。
- 面接指導は教科・科目によっては履修者数が大きく異なるため、少人数という形でくくってしまうと現実的には厳しいのではないか。個別指導の在り方は、面接指導のその場だ

けではなく、メディアを使った相互的なやりとりを日常的に行うなど、色々な機会を設けることで補完できるものでもあるのではないか。

- サポート施設について、法令上の規定はないということではあるものの、実態としてその数は極端に多いので、何らかし保証を図っていくことを記載すべきではないか。
- コロナ禍の緊急時の学習保障として、通信制においてもICTの利活用が非常に有効な手段であることが分かった一方で、教師の対面による指導もまた不可欠であることも十分に再認識できたので、その両方のバランスが大切。
- きめ細かな対応が求められる教員の労働環境等への配慮も欠かせない視点である。
- 通信制高校を対象に実証研究を進める指定校制度を設けて、指定を受ければ何らかし予算措置がされることとして、先生たちのやる気を喚起させるような取組も図るべき。

※上記内容は、委員の了解を取っておらず、事務局がまとめたものである。